

## 第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成29年3月27日（月）午後1時38分から午後3時13分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課主幹兼契約係長

契約検査課契約係職員2名

### ○会議の概要

#### （1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況

（平成28年8月1日から平成29年1月31日）

|               |      |     |        |
|---------------|------|-----|--------|
| 総契約件数         | 159件 | 落札率 | 96.04% |
| 内訳 条件付き一般競争入札 | 41件  |     | 96.94% |
| 指名競争入札        | 118件 |     | 95.72% |
| 指名停止の運用状況     | 7件   |     |        |
| 談合情報対応状況      | 0件   |     |        |

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委 員： 取り抜けとはどういうことなのか。

事務局： 工事の発注において、同じ工種の工事を同じ業者が落札することを避けるために取っている入札方法である。入札公告あるいは指名通知書において該当案件に重複して入札に参加できない旨をあらかじめ記載している。

委 員： 失格の理由がいくつかあるが、今までから比べると失格者が多いように感じられる。また、資料に記載されている理由から判断すると入札に参加する立場として真剣に入札する気があるように感じられない。今までこのようなミスは目立たなかっただけなのかもしれないが、市としてどのような印象をうけるか。

事務局： 入札の心得や入札に関する記載方法などは、市のホームページや入札公告、指名通知書などで啓発を行っているが、今回多かったというご指摘はいたしかたないと思われる。

委 員： 失格の理由として、入札書不着とあり9件失格ということだが、以前はここまで多くはなかったように思う。制度自体に注意喚起が足りないなど改革の余地な

ど検討はされているのか。今回においては、偶然件数が多かったということなのか。

事務局： 入札書不着の業者から直接事情を聴いていないためわからないが、平成25年から電子入札を実施して4年目というところで、改めて電子入札制度の心構えを徹底してもらうように周知をしていきたい。

委員： 資料6ページのNo.27と資料7ページのNo.33の長沼川護岸整備工事が不調となっているが同じものなのか。また、不調に至った理由はわかるか。

事務局： 資料6ページのNo.27と資料7ページのNo.33は同じ案件である。不調になった理由は、設計においては通常の一般的な大型の機械での施工を計上していたが、指名通知後の業者からの質問では大型の機械で施工できないくらい施工箇所が非常に狭いので、小型の機械または、人力で施工するようにしてほしいというニュアンスの質問が提出された。このことから市の積算と業者の積算に差が生じたのではないかと推測される。

委員： この工事は実際には行われたのか。

事務局： 資料に対象期間でないので記載がないが、平成29年2月1日に3回目の入札を行い、落札に至っている。

委員： 指名停止の関係であるが、課徴金減免制度というものはどういうものなのか。

事務局： 前もってその違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免される制度である。他の業者よりも早期に公正取引委員会に報告すれば、課徴金の減額率が大きくなり、報告が遅くなれば減額率が低くなる仕組みとなっている。業者自らがその違反内容を報告することが、情状酌量の余地があるだろうというのが公正取引委員会の見解である。本市においては、課徴金減免制度が適用されれば、指名停止期間を2分の1としている。

委員： 落札率についてだが、栃木市の値は全国的に平均的なのか。

事務局： 栃木県内市町の落札率を見ることはあるが、低い自治体や高い自治体もある。これらのことを考慮すると平均的ではないかと認識を持っている。ただ、以前から比較すると落札率が若干上昇している。東京オリンピック開催が決まったことなどが要因ではないかと推測をしている。

委員長： (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告については、了承ということによろしいか。

(一同了承)

## (2) 抽出議案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： 条件付一般競争入札では2件抽出した。国庫補助事業 橋梁災害復旧工事 市道O146号線(千部橋)の案件であるが、予定価格や工事規模が大きいという

ところと落札率が99.45%と極めて高いことが気になった。2件目は(仮称)いりふね・そのべ統合保育園園舎新築機械設備工事の案件であるが、土木工事以外で抽出しようと考え選んだものである。予定価格が高額であり、事業規模も大きいためであること。また、入札参加業者が4者と少なかったこと、落札率もやや高めであったこともあり、経緯を詳しく聞きたいので抽出をした。続いて、指名競争入札については、公共下水道枝線築造工事(西部処理分区 第18工区)の案件であるが、土木一式の中で金額が大きいものを抽出した。次に交付金事業市道61075(I45)号線 配水管布設替工事の案件であるが、落札率が87.00%と低かったことが気になったので抽出をした。

委員長： 順を追って1件ずつ進める。はじめに、抽出案件①国庫補助事業 橋梁災害復旧工事 市道O146号線(千部橋)について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出案件①、国庫補助事業 橋梁災害復旧工事 市道O146号線(千部橋)について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯(工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、低入札価格調査、落札金額、落札率)～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 抽出を担当された委員が落札率99.45%ということで他の案件より高いと指摘していたが、全者が99%を超えて入札している。この案件において、何か事情はあったのか。

事務局： 本案件においては、3度入札を執行している。1度目は平成27年12月に国の災害査定を受けて平成28年2月に入札を執行している。その時の地域要件として市内業者としていたが応札業者がいなかった。2度目は平成28年3月に地域要件を県内業者まで拡大して入札を執行したが、この時も応札業者がいなかった。その当時県内において、災害復旧工事の発注件数が多かったということで技術者や作業員を配置できなかったのではないかと推測する。また、2度目の入札時に業者から質問が提出された中で工事の仮設の考え方に業者から要望があった。3度目の入札時には担当課において仮設費の見直しを行ったが、それでも市の積算と業者の積算に差が生じていたのではないかと推測でき、業者においてはぎりぎりの積算をしてきたのではないかと推測する。

委員： 国庫補助事業は仮設工の制限はあるのか。

事務局： 現場条件によると思うが、進入路や資材置き場などを上限なしに積算することはできないと思う。そこは、市と業者の考え方に差が生じていると推測する。

委員長： 他に質問はあるか。この案件の説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長：次に、抽出事案②（仮称）いりふね・そのべ統合保育園園舎新築機械設備工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案②（仮称）いりふね・そのべ統合保育園園舎新築機械設備工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、低入札価格調査、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 無効になった株式会社オノザワ設備は怪我人を出して、指名停止になった業者か。

事務局： はい。この入札時には事故が発生していなかったため、指名停止になっていなかったことから入札に参加できた。

委員： 共同企業体の名称で入札をするところを単体の名称で入札、工事において事故を発生させ怪我人を出していることを考慮するとずさんな管理体制なのか。

事務局： 管の工種における、共同企業体での入札件数が非常に少なく、共同企業体制度での入札に慣れていなかったと思うが、制度を理解して入札を行ったかは疑問を持つところである。

委員長： 入札公告に、必ず特定建設工事共同企業体対象電子入札の流れを参照すること。と記載があるが、この表記は応札をする業者に渡っているものなのか。

事務局： 渡っている。入札公告なので、当然見られる状態にある。また、入札公告内においても設計図書に対する質問の提出、入札書の提出において、代表構成員のICカードを用いて行うことと表記している。

委員長： 入札資格の要件として、共同企業体にしなければならないということがあるのか。

事務局： 栃木市建設共同企業体取扱要領において、金額の定めがあり設備工事においては概ね1億円以上となっているためである。

委員： 無効の理由として、特定建設工事共同企業体名称で入札を行わなかったとあるが、共同企業体名で入札されなかったからなのか、それとも1者単独で入札したからなのか。

事務局： 共同企業体で入札に参加する前に、市へ共同企業体結成の申請書を提出することになる。株式会社オノザワ設備においても事前に市へ共同企業体結成の申請書が提出されていたが、その結成した共同企業体名で入札されなかったため、無効となった。

委員長：他に質問はあるか。この案件の説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長：抽出事案③公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第18工区）について、事務局の説明を願いたい。

事務局：抽出事案③公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第18工区）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、工事格付け、建設業の許可、地域要件、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長：説明された件について、質問、意見はあるか。

委員：資料において、契約金額が税込になっている。税抜の表示にできないか。

事務局：基本的に契約金額は税込を指しているのですが、不便をきたすがご理解いただきたい。

委員：下水道のマンホールについて、それぞれ市町のデザインマンホール蓋が使用されているが、栃木市においてもそうなのか。

事務局：栃木市においてもデザインマンホール蓋を使用している。現在は合併前のデザインを引き続き使用しており、旧市町の市章、町章部分が現在の市章になっている。

委員：デザインマンホール蓋は一般的なマンホール蓋から比較すると値段は高いのか。

事務局：単価的には変わらない。

委員長：施工の際、マンホール蓋の発注は自由採用か。

事務局：はい。ただし、地域ごとにデザインを合わせてもらうようお願いをしている。

委員：工区についてであるが、処理分区ごとにわけているのかそれとも、発注順なのか。

事務局：発注順というより、当該年度の処理分区ごとの設計順である。

委員長：他に質問はあるか。この案件の説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長：抽出事案④交付金事業 市道61075（I45）号線 配水管布設替工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局：抽出事案④交付金事業 市道61075（I45）号線 配水管布設替工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、工事格付け、建設業の許可、地域要件、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 地域要件で市内に本店とあるが、工事場所を考慮しているのか。

事務局： 一般競争入札ではできないが、指名競争入札においては各地域を中心に指名している。

委員： 旧行政境に近い場所はどうなのか。

事務局： 業種によって当該地域において指名業者が5者に満たない場合には、旧行政境を越えて指名している。

委員： いずれは地域の枠を外すということか。

事務局： 指名競争入札においては、工事個所に近い業者から指名を行いたいと考える。

委員長： 他に質問はあるか。この案件の説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

### (3) 平成29年度からの入札契約制度について

委員長： 平成29年度からの入札契約制度について事務局から説明を願いたい。

事務局： 平成29年度からの入札契約制度について資料に基づき説明。

#### 「低入札価格調査制度と最低制限価格制度の改正について」

本市においては、予定価格3,000万円以上を低入札価格調査制度、3,000万円未満を最低制限価格制度の適用する建設工事の入札としていたが、それぞれの調査基準価格及び最低制限価格の算出方法については、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約事務制度運用連絡協議会モデル」を準用しており、平成28年4月1日からのモデル変更に合わせて改正するものである。また、低入札価格調査制度において調査基準価格の下回った場合の対応として、数値的判断基準（失格基準）を設けるものである。現在は調査基準価格を下回った場合すべて調査対象としていたが、新年度からは数値的判断基準を下回った場合は、調査は行わず失格とする。

#### 「栃木市建設工事請負業者指名停止基準の一部改正について」

現在は指名停止期間中であっても災害時の応急工事について、特にやむを得ない事情がある場合は、随意契約の相手方とすることができるとしているが、庁舎等の機械器具や各種システム機器の修繕工事のように、機器独自の仕様・部品等があり、契約の性質又はその目的等が競争入札に適さない工事の場合、指名停止期間が終了するまで工事の施工ができないため、本基準を改正するものである。災害時の応急工事で、特にやむを得ない事由があると認められる場合を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号又は第5号に該当する場合に改めることにより、物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないも

のをする場合や緊急の必要により競争入札に付することができない時に随意契約の相手とすることを認めるものである。

「建設工事のうち格付を設けている工種の市内業者に対する主観点の算出方法について」

前回の入札参加資格審査においては、工事の受注件数、工事成績評定、栃木市子育て応援企業登録制度への登録、栃木市消防団協力事業所表示制度の認定を主観点の算出対象項目としていたが、平成29・30年度の入札参加資格審査においては、これらに加え、栃木市優良建設業者表彰の受賞と障がい者の雇用を加算の対象項目として追加した。

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

(質問なし)

委員長： この案件の説明について了承ということによろしいか。

(一同了承)

(4) その他

ーなしー

～終了～